

下水道ふれあいまつり 開催のお知らせ

下水道事業を身近に理解していただくため、次のとおり「下水道ふれあいまつり」を開催します。お子様向け無料イベントも多数企画しておりますので、ぜひこの機会に参加してください。

日時 10月28日(土)10時～15時
場所 扇町しらす広場(小田原市扇町六丁目819番地)
主催 神奈川県・県下水道公社
共催 酒匂川流域関連市町
内容 下水処理場見学、模擬店、スタンプリー、ゲーム、微生物の観察・水質実験、太鼓やお囃子の演奏など
照会先 上下水道温泉課
☎8519567

公共下水道への 接続のお願い

公共下水道が使用できる区域(宮城野・強羅・二ノ平・小涌谷・仙石原・箱根・元箱根の一部)に住んでいて、公共下水道に未接続の場合は、公共下水道への接続をお願いします。
下水道への切替工事は、必ず町の指定工事店へ依頼してください。

また、工事が始まる前に申請書を出し、町の確認を得てから工事を開始してください。

なお、公共下水道への接続工事に要した費用について、補助金や貸付金の制度があります。公共下水道が使用できる区域や、町の指定工事店、補助金や貸付金の制度利用について知りたい場合など、疑問や不明な点があるときは、問い合わせてください。

照会先 上下水道温泉課
☎8519567

下水道排水設備工事責任技術者更新講習会・県内統一試験

下水道排水設備責任技術者の資格を更新するための更新講習会および資格を新たに取得するための県内統一試験が次のとおり行われます。

更新講習会
月日 平成30年1月17日(水)・18日(木)のうち希望する日
場所 サンピアンかわさき(川崎市川崎区富士見2-5-2)
手数料 5,200円
申込方法 11月30日(木)までに指定の場所へ郵送で申し込んでください。
*更新講習対象者には10月中旬頃に案内および申込書などが直接郵送されます。

責任技術者試験
月日 平成30年2月8日(木)
場所 川崎市教育文化会館(川崎市川崎区富士見2-1-3)
手数料 5,200円
申込書の配布 10月10日(火)～11月17日(金)

申込方法 11月30日(木)(消印有効)までに指定の場所へ郵送で申し込んでください。
照会先 上下水道温泉課
☎8519567

かなテカレッジ県立職業技術校 2018年4月生及び 1月生募集について

対象 職業に必要な知識、技術・技能を習得して、職業に就くという意思がある方
※各種推薦枠・優先枠有り。
実施校
・かなテカレッジ東部(東部総合職業技術校)
☎045150412810
・かなテカレッジ西部(西部総合職業技術校)
☎046318013002

募集コース(校によって異なる)
・4月生前期：機械、コンピュータ組込み開発、造園、室内設計施工など
・1月生：セレクトプロダクト、室内施工、ビル設備管理、庭園エクステリア施工

募集期間・申込 4月生前期は10月2日(月)から、1月生は10月10日(火)から10月30日(月)までにハローワークで事前手続後、各校へ郵送または持参
選考日 11月12日(日)
募集案内・入校申込書 各技術校・ハローワークで10月上旬から配布します。

募集イベント 体験入校、オープンキャンパス(詳しくは各校のHPまで)
照会先 県産業人材課
☎045121015715
ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/1368/>

中小企業者等アドバイザー派遣事業について

町内の中小企業者などの経営の安定および活性化を図るため、その経営、労務、金融などについて専門的知識または実務経験を有する者(アドバイザー)を派遣し、適切な指導、助言を行う事業を実施しています。

対象 町内に店舗または工場などを有する中小企業者およびその団体
派遣日数 原則として1日
費用 アドバイザー派遣に要する費用は、町が負担します。
※アドバイザーの選定などは、

小田原箱根商工会議所の協力のもと、実施します。
申込・照会先
・小田原箱根商工会議所箱根支部
☎8516245
・観光課
☎8517410

「黒岩知事との対話の広場」地域版「県西会場」参加者募集!
日時 10月17日(火)18時30分～20時
会場 県小田原合同庁舎 3階会議室
内容 事例発表および会場の皆さんとのディスカッション(知事が進行役を務めます)
申込方法 次の事項を添え10月10日(火)までに電話、ファクス、はがき(必着)、ホームページから申し込んでください。
①10月17日(火)「黒岩知事との対話の広場」地域版 県西会場へ参加希望、②参加者の名前、③電話番号、④市町村名、⑤手話通訳の希望の有無、⑥託児の希望と人数(2歳～6歳まで)
申込・問合せ 県西地域県政総合センター企画調整部企画調整課
〒250-0042 小田原市荻窪350-1 ☎046513218903(直通) FAX 046513218111
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/1417344/p674353.html>

早期発見と見守り・支援で 高齢者と障がい者を 虐待から守る



高齢者や障がい者への虐待は、大きな社会問題になっています。この背景には、認知症や障がいに対する理解不足、家族の介護疲れなど、さまざまな要因があります。

虐待を早期に発見し、また地域全体で見守り、支援することができれば、高齢者や障がい者は健やかに暮らすことができ、万が一の虐待からも救うことができます。

こんなことが虐待になります

虐待は大きく5つに分かれ、いくつかの虐待が重なって行われている場合もあります。

◇**身体的虐待**
暴力をふるう体に傷や痛みを負わせること、身動きがとれない状態にすること。
(例) たたく、蹴る、縛り付け、無理やり食事を口に入れる

◇心理的虐待

侮辱や拒絶の言葉・態度で、精神的な苦痛を与えること。
(例) 怒鳴る、悪口を言う、子ども扱いする、意図的に無視する、心理的苦痛を与える

◇性的虐待

無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。
(例) 人前でおむつを交換する、下着のまま放置する、わいせつな行為をする(させる)

◇経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと。
(例) 不動産や年金、預金を勝手に使う、必要な金銭を渡さない

◇ネグレクト(介護や世話の放棄)

食事や入浴、洗濯、排せつ物などの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。
(例) 食事を与えない、入浴させない、病院を受診させない

虐待の原因の一つは 介護疲れです

介護者の心身の疲労は、虐待の主な原因の一つです。介護は長期にわたることが多

く、また「自分(たち)でやらなければ」と、家族だけですべてを抱えこもうとする場合が少なくありません。介護者の負担が限界に達したとき、虐待という結果を招くこととなります。

「高齢者虐待防止ネットワーク」で虐待防止へ

町では「高齢者虐待防止ネットワーク」を設け、各関係機関の連携を強化し、高齢者虐待防止の支援方法の構築に取り組んでいます。

民生委員児童委員、自治会、老人クラブ、保健福祉事務所、医療機関、警察署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、町などの機関で構成されています。

サポートを上手に利用 しましょう

虐待をしている本人には、虐待をしているという認識がない場合が多いです。

虐待されている側も、介護してくれている家族をかばうこと、また、虐待されている事実を周囲に知られたくないといったことが少なくありません。介護をしている人は、悩みや

心配ごとを一人で抱えこまないでください。専門機関や相談窓口を上手に活用しながら、介護を続けていきましょう。

周囲の気付きと通報が みんなを救います

虐待を防ぐには、周囲の早期発見が重要です。

守秘義務により、通報者名とその内容は守られますので、虐待を発見したときや、虐待かもしれない疑いを持ったときには、すぐに通報してください。

◆高齢者・障がい者の介護に関する相談/虐待の通報先

福祉課 ☎8517790
◆高齢者の介護に関する相談
町地域包括支援センター
☎8513002

